

平成21年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 壱岐振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	壱岐振興局	管理部 総務課	H21.4.1	平成21年度燃料類 (レギュラーガソリン・ 軽油)単価契約	ガソリン @130 軽油 @115	壱岐市勝本町大久保触184 1 壱岐市石油組合 代表 村川耕造	局の組織に空港管理事務所・旧農改・旧家保が含まれ、現場も管内一円であることから、島内各所での給油が必要になる。しかし島内一円に事業展開している業者はいない。そこで、島内のほとんどが組合員である壱岐市石油組合と契約すれば、必要なときに給油ができ、より円滑な業務遂行が可能となるため。	第167条の2 第1項第2号
2	壱岐振興局	保健部 衛生環境課	H21.4.1	犬捕獲抑留等業務委託	2,780,797	個人のため未記入	・当業務は犬の捕獲抑留、殺処分並びに焼却処分という特異な性質をもった業務であり、業務に関して地域の状況に精通し、信頼できる者に委託する必要がある。 ・現在のところ当人の他には管内に適当な人物が見当たらない。 ・当人(契約の相手方)は、地域、地形及び犬猫の習性等を熟知しており、経験豊富で技術性も高い。また、当業務は地域住民とのトラブルも少ないが、対人への対応もあり、最も信頼できる者である。 ・当業務は、狂犬病予防法に基づき、県知事から狂犬病予防技術員の指定を受けた者へ委託することになっていること、また、上記のような特殊性・困難性から、競争入札による契約は、委託目的が十分に達成されないおそれがあるため適しないと判断した。	第167条の2 第1項第2号
3	壱岐振興局	建設部 空港管理事務所	H21.4.1	壱岐空港照明施設維持管理委託	7,822,500	壱岐市芦辺町諸吉二亦触 1853-1 株式会社九電工 壱岐営業所 所長 宮原 政勝	当該業務は航空灯火施設及び電気施設の適正な機能の確保を目的としており、施設の日常点検、月例点検はもとより緊急の場合の臨時点検及び保守作業を要するため、島内に事業所、営業所がある業者に限定されるが、島内で当該業務を安全かつ確実、即時に遂行できる業者は、技術者数、規模、空港特有の航空灯火の知識の精通度合い、経験等から判断すれば、当該業者以外に見当たらないため。	第167条の2 第1項第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 彦岐振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
4	彦岐振興局	建設部 空港管理事務所	H21.4.1	平成21年度彦岐空 港消防業務委託	44,121,000	彦岐市郷ノ浦町本村触562 彦岐市長 白川 博一	当該業務は彦岐空港及びその周辺における航空機事故発生又は、そのおそれのある事態に際し、緊密な協力のもとに、一貫した消防救難活動を実施し、被害の防止、又は軽減を図ることを目的としており、消防業務は彦岐市しか行っていないため。	第167条の2 第1項第2号
5	彦岐振興局	建設部 管理・用地課	H21.4.1	平成21年度郷ノ浦港 緑地、印通寺港緑地 及び勝本港緑地管理 委託	1,287,510	彦岐市郷ノ浦町本村触562 彦岐市長 白川 博一	県は港湾管理者として港湾施設の適正な維持管理を行わなければならない。港湾緑地についても構造、用途、場所、利用状況等の諸条件を総合して、通常予想される危険を防止するための措置を行い、管理瑕疵がないようにしなければならない。 また、施設の設置又は管理の瑕疵による事故の発生を防ぐため、維持補修工事の物的補完と、使用規制等の人的補完の両面の措置により安全の確保を図る必要がある。 上記により、港湾緑地の管理は直営で行うべきであるが、行政責任があり、かつ、委託地域の情勢等により精通した彦岐市に業務を委託することで緑地の維持管理を適正に行うことができる。	第167条の2 第1項第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 壱岐振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
6	壱岐振興局	建設部 建設課	H21.4.24	主要地方道郷ノ浦港 線道路災害防除工事 (現場技術業務委託)	10,395,000	大村市池田2-1311-3 財団法人 長崎県建設技術研究セン ター 理事長 城下伸生	<p>適正な施行の確保、工事管理及び工物品質の確保を図るための適切な工事監督を行うにあたり、県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことができるのは、下記の事項を全て満たす(財)長崎県建設技術研究センター以外に見当たらないため、随意契約を行うものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 品確法第15条第1項に該当する以下のことを満足するものであること。 <ul style="list-style-type: none"> 法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること、その他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること。 品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の2に該当する以下のことを満足できる者であること。 <ul style="list-style-type: none"> 公共工事を発注する地方公共団体等に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等。 「公共工物品質確保に関する九州連絡協議会」が認定する公共工物品質確保技術者を保有し、法令遵守、中立や公正さ及び守秘義務などの倫理が確保された技術者を配置できる者であること。 県が発注する公共工物の発注関係事務の受託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること。 	第167条の2 第1項第2号
7	壱岐振興局	建設部 建設課	H21.5.11	平成21年度壱岐振 興局管内建設工事設 計積算業務委託	10,708,950	大村市池田2-1311-3 財団法人 長崎県建設技術研究セン ター 理事長 城下伸生	<p>公共工事における品質確保、施工体制、関係法令及び長崎県の土木行政に精通しており、業務の公平性、中立性が保持できるため。</p>	第167条の2 第1項第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 壱岐振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
8	壱岐振興局	建設部 建設課	H21.6.26	一般県道湯ノ本芦辺 線他1線道路改良工 事(現場技術業務委 託)	12,285,000	大村市池田2-1311-3 財団法人 長崎県建設技術研究セン ター 理事長 城下伸生	<p>適正な施行の確保、工事管理及び工物品質の確保を図るための適切な工事監督を行うにあたり、県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことが出来るのは、下記の事項を全て満たす(財)長崎県建設技術研究センター以外に見当たらないため、随意契約を行うものである。</p> <p>1. 品確法第15条第1項に該当する以下のことを満足するものであること。 ・法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること、その他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること。</p> <p>2. 品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の2に該当する以下のことを満足できる者であること。 ・公共工事を発注する地方公共団体等に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等。</p> <p>3. 「公共工物品質確保に関する九州連絡協議会」が認定する公共工物品質確保技術者を保有し、法令遵守、中立や公正さ及び守秘義務などの倫理が確保された技術者を配置できる者であること。</p> <p>4. 県が発注する公共工事の発注関係事務の受託の経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること。</p>	第167条の2 第1項第2号
9	壱岐振興局	農林部 農林整備課	H21.7.1	経営体育成基盤整備 事業原田地区換地事 務	7,435,000	壱岐市郷ノ浦町本村触562 壱岐市長 白川 博一	<p>当該業務は、「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」(平成15年8月8日長崎県告示946号)の第3条により、委託先が 市町村 土地改良区 その他知事が特別に認めた者、とされている。その中で、当該事業の原田地区では土地改良区を設立しておらず、地域の実情、換地調整業務の状況及び受益者の事情等に精通している壱岐市と契約を結ぶ必要があるため。</p>	第167条の2 第1項第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 吉岐振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
10	吉岐振興局	農林部 農林整備課	H21.8.3	経営体育成基盤整備事業刈田院地区換地事務	2,612,000	吉岐市郷ノ浦町本村触562 吉岐市長 白川 博一	当該業務は、「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」(平成15年8月8日長崎県告示946号)の第3条により、委託先が 市町村 土地改良区 その他知事が特別に認めた者、とされている。その中で、当該事業の刈田院地区では土地改良区を設立しているものの、事務員も居なく、事務や換地委員等の調整もできない。地域の実情、換地調整業務の状況及び受益者の事情等に精通している吉岐市と契約を結ぶ必要があるため。	第167条の2 第1項第2号
11	吉岐振興局	農林部 農林整備課	H21.9.7	刈田院地区実施設計業務委託	5,775,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体 連合会 会長 宮本 正則	当該事業は、ほ場整備工事実施のため調査、測量、設計を行うもので、換地を伴う事業であり、土地改良換地土を保有し、換地業務にも精通し、配置や集団化計画を一体的に処理する土量システムを有するのは土地改良連合会である。土地改良連合会は土地改良事業への技術指導や、県の事業への協力を土地改良法により規定されており、随意契約を行うものとする。	第167条の2 第1項第2号
12	吉岐振興局	建設部 空港管理事務所	H22.3.12	吉岐空港化学消防車継続検査業務	2,795,704	吉岐市芦辺町住吉後触 字筒路12 吉岐重販 株式会社 代表取締役 麻生 誠	今回の業務を契約するにあたり、前回の業務について検証した。前回は、当初それ以前に行われていた随意契約ではなく、指名競争入札にて契約しようと試みたが、非常に特殊な車両であり、業務不可能という理由で、吉岐島内における他業者より、入札辞退届けが出る結果となり、結果的に随意契約にて継続検査業務を行った。今回車検するにあたり、調査した結果、島内で当該業務を、安全かつ確実に、即時に遂行できる業者は、技術数、規模、本車両特有の知識の度合い、経験から判断すれば、吉岐重販(株)以外にない。	第167条の2 第1項第2号